

インターネットバンキング被害補償の特約

(平成 27 年 8 月 1 日改訂)

個人のお客さま（以下、「契約者」といいます。）がインターネットバンキングにおいて不正に預金等を払戻しされる被害に遭われた場合には、契約者に重大な過失がある場合を除き、原則として通知のあった日から 30 日前以降におこなわれた不正払戻しに係る被害を当行が補償いたします。

1. 特約の適用範囲

この特約は、「bankstage 利用規定」、「名古屋ビジネスダイレクト利用規定」、「名古屋ビジネスダイレクト（外為サービス）利用規定」、（以下、「原規定」といいます。）の一部を構成するとともに原規定と一体として取扱われるものとし、この特約に定めがある事項はこの特約の定めが適用され、この特約に定めがない事項に関しては原規定が適用されるものとします。

2. 対象となる契約者

- （1）「bankstage（個人向けインターネットバンキング）」をご契約いただいております契約者。
- （2）「名古屋ビジネスダイレクト（事業所向けインターネットバンキング）」をご契約いただいております個人事業主（法人・各種団体のお客さまは除く）の契約者。
- （3）「名古屋ビジネスダイレクト（外為サービス）」をご契約いただいております個人事業主（法人・各種団体のお客さまは除く）の契約者。

3. 被害金額の補てん請求

「bankstage」「名古屋ビジネスダイレクト」「名古屋ビジネスダイレクト（外為サービス）」（以下「本サービス」といいます。）で使用する暗証番号等（注）の盗難・盗用（以下「盗難等」といいます。）により、他人に本サービスを不正使用され生じた被害については、次の各号のすべてに該当する場合、契約者は当行に対して当該振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額の補てんを請求することができます。

（注）暗証番号の定義

ユーザー ID、ログインパスワード、取引確認用パスワード、マスターパスワード、お支払暗証番号、承認パスワード、ログイン ID、追加認証（合言葉）を一括して「暗証番号等」といいます。

- （1）暗証番号等の盗難等に気づいてからすみやかに、当行への通知が行われていること
- （2）当行の調査に対し、契約者より十分な説明が行われていること
- （3）警察署等の捜査機関に対し、被害事実等の事情説明が行われていることが確認できるものを当行に示していること

4. 補てん金額等

前項の請求がなされた場合、当該振込等が契約者の故意による場合を除き、当行は、当行へ通知が行われた日の 30 日（ただし、当行に通知することができないやむをえない事情があることを契約者が証明した場合は、30 日にその事情が継続している期間を加えた日数とします。）前の日以降になされた振込等にかかる損害（手数料や利息を含みます。）の額に相当する金額（以下、「補てん対象額」といいます。）を補てんするものとします。ただし、当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ、当該振込等にかかる損害が契約者の過失に起因する場合は、当行は、被害状況等を勘案のうえ、補てん対象額を減額した金額を補てんする場合があります。

5. 補てん対象期限

前2項の規定は、前記3.にかかるとる当行への通知が、盗難等が行われた日（当該盗難等が行われた日が明らかでないときは、当該盗難等にかかる暗証番号等を用いて行われた不正な振込等が最初に行われた日。）から、2年を経過する日後に行われた場合には、適用されないものとします。

6. 免責事項

前記3.の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合には、当行は補てんの責任を負いません。

(1) 当該振込等が行われたことについて、当行が善意かつ無過失であり、かつ次のいずれかに該当する場合

①当該振込等にかかる損害が契約者、または契約者の法定代理人の故意、重大な過失、法令違反の場合

②契約者の配偶者、二親等以内の親族、同居の親族その他の同居人、または家事使用人によって行われた場合

③契約者が、被害状況についての当行に対する説明において、重要な事項について偽りの説明を行った場合

(2) 戦争、暴動等による著しい社会秩序の混乱に乗じまたはこれに付随して暗証番号等が盗難にあった場合

7. 不正使用に遭われた場合のお手続き

不正使用に気付かれた場合は、下記の受付窓口までご連絡ください。

被害拡大を防止するため、不正使用に使用された預金口座の利用停止のお手続きをおこないます。再開する場合は当行所定の書面による手続きが必要となります。

	ネットサービス		
	インターネットバンキング等		
	bankstage (個人向)	名古屋ビジネスダイレクト (事業所向)	名古屋ビジネスダイレクト (外為サービス) (事業所外向為専用)
営業日	bankstage サポートデスク フリーダイヤル：0120-758-920 銀行営業日：9時～17時	名古屋銀行 E B センター フリーダイヤル：0120-758-110 銀行営業日：9時～18時	
上記 以外	ATMセンター 052-709-1567		

8. 被害補償の変更

被害補償の内容を変更する場合には、原則として変更内容を当行所定のインターネットホームページへの掲示により告知します。

以上